

MSA ファクトリー デモ機製品規約

第1条 総則

このデモ機製品規約は、当社との間の貸借契約（以下「デモ機製品契約」という）に関し、特別な契約書類を作成しない場合に限り適用されます。

第2条 デモ機製品のご依頼元

1. ご依頼元とは、発注をおこなった法人をいいます。
2. 依頼元は、デモ機製品を第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。

第3条 デモ機製品規約の変更

当社は、規約変更内容及び変更の時期を周知することにより、本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、一切の事項は変更後の規約によるものとします。

第4条 用品の貸借

1. 当社は、依頼元に対しデモ機製品を貸し出し、依頼元はこれを借り受けるものとします。

第5条 契約の成立

当社と依頼元との間の契約は、依頼元が当社に対し、デモ機製品サービスの利用申し込みをし、当社の連絡メール送付された時点で成立するものとします。当社は、お申し込み内容を確認し、場合によっては、デモ機製品提供を時期・期間の調整およびお断りすることがあります。

第6条 デモ機製品貸出期間

貸出期間は、依頼の際に、ご指定いただいた、用品のご利用開始日から、ご利用期間終了日（返却手続完了）までの1週間の期間となります。

ご利用開始日はデモ機品が依頼元受け入れ部門に届いた日となります。開始日を過ぎてご担当部門に届いた場合であっても、貸出し期間を変更することはできないものとします。

第7条 ご利用料金

無償にて貸出しますが、ご配送させていただく運送費につきましては、こちらでご負担させていただきます。

ご返却時の運送費につきましては、下記の住所にてご返却お願い申し上げます。恐れ入りますが、お客様のご負担となりますのでご了承ください。

株式会社 MSA ファクトリー /MSA Factory Co.,LTD

本社 〒151-0071

渋谷区本町 1-21-1 SH 小林ビル 5F

TEL : 03-6276-7873 / FAX03-6276-7874

E-mail : info@msa-factory.co.jp

新横浜事業所 〒222-0033

横浜市港北区新横浜 1-14-20 光正第2ビル 601

第8条 デモ機製品のお渡し

1. 当社は依頼元に対し、デモ機製品を依頼元指定の場所においてご利用開始日に引渡し、依頼元は期間終了日に返却手続きを完了するものとします。
2. 用品受け取り後すぐに梱包等を開封し、依頼元自身で用品の内容、形状、数量等に関してご確認ください。その時点で、利用困難な程度の破損や用品内容の間違い、数量不足など、当社の責任で何らかの問題が生じている場合には当社は速やかに対応するものとします。ただし、期間終了までに、問題が解決できない場合があることをご了承ください。
3. 用品のお受け取りから3日以内に依頼元からのご連絡がない場合、その用品は正常なものと判断しそれ以降のクレームは基本的には受け付けしないものとさせていただきます。
4. 設置サービスなどをご希望の際には、その旨、見積もり発効前にご連絡ください。
5. 当社にて対応させていただきます。

第9条 責任の範囲(免責事項)

1. 依頼元の責によらない事由により貸出し期間中に生じた性能の欠陥により用品が正常に作動しない場合、当社はデモ機用品を交換します。また、代替用品が無い場合もございますのでご理解の程宜しくお願い致します。
2. また、返金請求いただくことができません。
3. 下記の項目及び、それに類する事に関して、当社は一切の責任を負わないこととします。
 - ① 依頼元が用品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。
 - ② デモ機製品が貸出し期間中に使用不可能になった場合の依頼元の損害。
 - ③ デモ機製品が配送途中の事故により契約の目的が果せなかった場合の依頼元の損害。
 - ④ デモ機製品が、使用不能により依頼元に発生した損害。
4. デモ機用品が、依頼元の想定する使用目的に合致すること、または、有用であることの保証は、当社は一切いたしません。また、上記の目的適合性または有用性を欠くことについての損害賠償はいたしません。

第10条 デモ機製品の使用、保管等

1. 依頼元がデモ機製品を使用される際、依頼元の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
2. 依頼元はデモ機製品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等をしたりすることはできません。またデモ機製品を改装、改造することはできません。
3. 依頼元には、デモ機製品の使用及び保管について、善良なる管理者による注意義務を負っていただきます。

第11条 デモ機製品の返却

1. 依頼元は、デモ機製品を貸出し期間の終了日までに、当社指定場所まで送付する必要があります。指定の配送業者はございません。
2. 依頼元はデモ機製品を用品到着時と同様な状態で返却することとします。著しい汚損があるものや破損がある場合など当社が判断した場合には、別途、整備料(クリーニング代等)を頂く事ができるものとします。

(変色など、使用にともなう劣化などは、この対象ではございません)

第12条 デモ機製品期間の延長

1. 延長をご希望される場合には、依頼元が期間終了の前日までに必ず当社に電話またはメールにて連絡をいただき、その上で当社の承諾があれば可能となります。ただし、機器の予約状況により、ご希望にそえない場合がありますので、基本、先約優先での運用をしております。
2. 長期での依頼となった場合には、

デモ機貸出からレンタル規定とみなし延長料金を頂戴いただく場合がございます。

第 13 条 デモ機製品返却の遅延

1. 用品の延長が出来ない状況において、返却を長期遅延された場合等、返却が遅れることで、他の貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合、その損害分を請求させていただきます。また、ご連絡なく延長された場合は通常の延長料金をご請求させていただきます
2. 依頼元から貸出し期間満了日を過ぎて 3 日以上ご連絡がない場合や、依頼元が規約に違反した場合は、特段の通知、催告なく契約を解除することができるものとします。
3. 前項の場合、直ちにデモ機製品を返却していただきます。契約解除後、当社がデモ機製品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に違約金（延長料金と同額）を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に用品再購入価格をお支払いいただきます。

第 14 条 デモ機製品の破損、紛失等

1. デモ機製品が責に帰すべき事由により紛失または損傷した場合、並びに、当社のデモ機製品に対する所有権を侵害した場合は（以下、「紛失・損傷等」といいます。）、当社に対して、紛失・損傷等した貸出用品の再購入代金または修理代金等当社が被った一切の損害賠償していただきます。
2. また、デモ機製品の返却時に、セット内容の一部を忘れた場合、そのセットの一部が返却されるまで、当社料金表に基づく料金をお支払いいただきます。また、依頼元がお忘れになったセット内容の一部を返却される時の配送料は依頼元負担となります。また、セットの一部でも紛失・損傷等された場合、用品再購入価格をお支払いいただきます。

第 15 条 ご利用の取り消し(キャンセル)

ご予約確定後、予約を取消される場合、利用開始日の 3 日のご連絡宜しくお願い致します。

第 16 条 遅延損害金

当社より請求された延長料金、違約金、または、損害賠償金の支払いが、当社の指定期限から 7 日を経過した場合、遅延損害金として、指定期限から 7 日を経過した日の翌日から支払い済みまで請求した金額の 14.6%が加算されます。

第17条 契約の解除

1. 当社は、依頼元に次にかかげる事由の1つに該当する事由が生じたときは、なんらの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① 支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき
 - ② 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき
 - ④ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手續開始の申立を自ら行ったとき、又は申し立てられたとき
 - ⑤ 解散、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - ⑥ 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の手續を開始したとき（甲及び乙が当事者である場合を除く）
 - ⑦ 営業の取消し、または停止処分を受けたとき
 - ⑧ その他本規約に定める条項に違反したとき
2. この場合、依頼元には直ちに用品を返却していただくものとし、当社が引き渡しを受けるまでの期間の料金及び追加料金をいただきます。

第18条 問題の解消

当社と依頼元は、本規約またはデモ機製品契約に関して問題が生じた場合には、双方の協議により、解消することを進める。